

阪神トラック株式会社

運輸安全マネジメントの実施と行政処分との関係

2017・4・1	法22条の2<貨法16条> 安全管理規定の作成届出 安全統括管理者の選任届出 義務 省令47条の3、6<貨令2条の4、7>	法22条 安全管理マネジメントに 関する指針 —— 努力義務 省令2条の2<貨令2条の2>	法29条の3<貨法24条の3> 安全情報の公表 義務 省令47条の7<貨令2条の8>	法22条 指導・監督指針 省令38条の8項 義務 <貨令条7項>
省令47条2 ・200両以上の バス事業者 ・300両以上のタ クシー・トラック 事業者 <貨令2条の1>	省令47条の4、6<貨令2条の4,7> 安全管理規定の内容 ○輸送の安全を確保するた めの事業の運営方針 ○輸送の安全を確保するた めの事業の実施及びその 管理体制 ○輸送の安全を確保するた めの事業の実施及びその 管理方法 ○安全統括管理者の選任 及び解任に関する事項	告示1087号<1090号> ○経営の責任者の責務 ○社内組織 ○安全マネジメントに関する 基本的な方針 ○輸送の安全に関する目標 ・計画 ○安全マネジメントの的確な 実施 ○輸送の安全に関する費用 支出 ○輸送の安全に関する情報 の伝達及び共有 ○事故及び災害に関する報 告・連絡体制 ○輸送の安全に関する研修 等、チェック、業務の改善、 情報の管理	告示1089号<1091号> ○安全管理規定 ○輸送の安全の為に講じた措 置及び講じようとする措置 ○輸送の安全に関する情報の 伝達体制その他の組織体制 ○輸送の安全に関する教育及 び研修の実施状況 ○輸送の安全に係る内部監査 の結果並びにそれに基づき 講じた措置及び講じようとする 措置 ○安全統括管理者に係る情報 以下の事項は全事業者共通 ○輸送の安全に関する基本 的な方針、目標及びその達 成状況 ○事故に関する統計 ○行政処分後の改善状況等	告示1088号<1092号> 従業員に対する指導・監督を 効果的かつ適切に行う為の 措置 ○輸送の安全に関する基本 的な方針の設定、従業員への 周知 ○基本的方針に基づく輸送の 安全に関する目標の設定 ○従業員に対する教育及び 研修 ○事故、災害などに関する報 告、ヒアリ・ハット体験、事故 防止に関する効果的な事例 その他の指導監督に資する 情報の適切な伝達
車両数が上記 未満の自動車 運送事業者				

安全管理規定の作成届出 安全統括管理者の選任届出違反 →行政処分 安全管理規定の遵守違反 →輸送の安全確保命令	マネジメント未実施 →指導(行政処分無し)	安全情報の未公表 →行政処分	指導監督義務違反 →行政処分安全確保命令
---	--------------------------	-------------------	-------------------------

N

N